

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	・ ・	法人名	()						
連 結 年 度	・ ・	法人名	()						
各 連 結 法 人 分 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 分 の 合 計	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「54の①」)	20	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2			経営改善設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	21			
	取得価額の合計額 (別表六の二(二十)付表「9」の合計)	3			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22			
	税額控除限度額 $(3) \times \frac{7}{100}$	4			調整前連結税額 (別表一の二「2」)	23			
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	5			当期	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十二)「25」)$	24	
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十二)「8」)$	6				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25	
	法人税額基準額	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7			前期	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑩」)	26	
		当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8				当期税額控除額の合計額 (25) - (26)	27	
	繰越	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	9			前期	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十二)「25」)$	28	
		当期税額控除額 (8) - (9)	10				総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28) - (25)) - (別表六の二(十二)「32」) - (別表六の二(二十一)「26」)	29	
	繰越	繰越税額控除限度超過額 (38の計)	11			前期	繰越税額 ・ ・ (各連結法人の(39の①)の合計)	30	
		法人税額基準額 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$	12				繰越税額の合計 ・ ・ (各連結法人の(39の②)の合計)	31	
	繰越	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (別表六の二(十二)「8」)$	13			前期	繰越税額 ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の⑩」)	33	
		個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13) - (8)) - (別表六の二(十二)「16」) - (別表六の二(二十一)「9」)	14				繰越税額 ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の⑪」)	34	
	繰越	法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15			前期	繰越税額 ・ ・ 合計	35	
		当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16				当期繰越税額控除額の合計額 (32) - (35)	36	
	繰越	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	17			前期	法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	37	
		当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18				各 連 結 法 人 分 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額
	繰越	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19			各 連 結 法 人 分 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除	計		(16)
当期分				(4)			(8)	外	
				計					
				当期分	(4)	(8)	外		
				合計					

別表六の二十 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分